

# 斜里町立図書館運営方針

平成26年12月

斜里町立図書館

はじめに

現在の斜里町立図書館は、公民館（現産業会館）の3階で図書室として運営されていましたが、昭和45年に旧役場庁舎（昭和4年建設）を使用して開館したことから始まります。開館当初は、いまの博物館の前身にあたるしれとこ資料館も2階に配置した複合施設として使用しておりましたが、博物館が昭和53年に新築移転した以降は、斜里町立図書館の単独館として運営を行ってきました。昭和45年当初7,541冊だった蔵書も、平成24年度末には95,393冊と12.6倍に増加しています。しかし、754㎡と狭い施設に約10万冊の本は多過ぎ、建物の耐力度もないことから、平成23年11月に発足した新図書館建設検討委員会を皮切りに町民とともに図書館建設の検討が重ねられ、平成27年3月に開館を迎えることとなりました。

町民の皆様からいただいた意見に応え、いままで実現できなかった図書館の機能はもとより、これからの図書館サービスの展開や目指すべき図書館のあり方について「斜里町立図書館運営方針」を策定いたしました。

近年わが国においては、インターネット技術、電子書籍、スマートフォンやタブレット端末など情報提供手段は格段に進歩してきました。それに応じるかのように社会構造の変化に伴い、地域社会における人間関係も希薄になり、生活環境が大きく変化しています。このような情勢において、図書館サービス自体は社会環境や町民ニーズの多様化に答えられるように見直しが必要となっています。

本運営方針は、町民とともに検討してきた「新図書館のあり方」（平成24年5月）、「新斜里町立図書館建設基本計画」（平成24年12月）で定めた「学びの場」「憩いの場」「交流の場」としての基本方針を引き継ぎ、これからの図書館の基本姿勢をまとめたものです。

# 目次

<趣 旨>	5
<基本方針>	5
(1) 学びの場	
(2) 憩いの場	
(3) 交流の場	
<施 設>	7
1. 施設運営方針	7
2. 館内施設利用	7
(1) AVブースの利用	
(2) インターネットパソコン利用	
(3) 学習室利用	
(4) 休憩飲食スペース	
(5) 会議室	
(6) ボランティア作業室	
(7) 読み聞かせ室	
(8) エントランス	
(9) 授乳室	
3. 危機管理	9
4. 職員体制	9
<資料提供>	10
1. 貸出閲覧サービス	10

(1) 利用者登録	
(2) 貸出	
2. レファレンス	10
3. 予約・リクエスト	11
4. 相互貸借	11
5. 複写サービス	11
＜資料収集・保存＞	12
1. 資料収集方針	12
2. 配架方針	12
3. 保存方針	12
4. 除籍基準	12
＜利用者サービス＞	13
1. サービス方針	13
2. 児童サービス	13
3. 中高生サービス	13
4. 成人サービス	13
5. 高齢者サービス	14
6. 障がい者サービス	14
7. 地域サービス	14
＜公共施設・その他機関との連携＞	15
1. 学校との連携	15

2. 公共施設との連携	15
3. 民間企業・団体との連携	15
<町民との協働による図書館運営>	16
1. ボランティアとの協働	16
2. 図書館協議会	16
3. 図書館運営の評価と公表	16
<読書を広める活動の展開>	17
1. 広報活動	17
2. 行事・文化活動	17
<施設概要>	18

## <趣旨>

新たな斜里町立図書館のサービスや運営の方向性を示すことを目的とし、「斜里町立図書館運営方針」を策定いたします。

## <基本方針>

斜里町立図書館は、子どもからお年寄りまですべての人たちが楽しく学び、憩い、交流する場を提供します。また、本との出会いを基本に、多様化する現代社会の中で日々の暮らしに役立つ情報を提供できる環境を整え、「情報と人」「人と人」のふれあいにより、町民が心豊かな時間を過ごせるよう支援します。

人々が支えあう「人とまち」を育むため、「知の入口」として誰もが利用しやすい図書館、そして、基本的な役割である「資料の収集・整理・提供・保存」機能をしつかりと備えた図書館をめざします。

### (1) 学びの場

- ・ 町民の知的好奇心に応える資料と情報の提供
- ・ まちづくりを考えるための資料提供
- ・ 生涯を通じて読書に親しむ活動
- ・ 生涯学習を行うための環境整備

### (2) 憩いの場

- ・ ゆっくりとくつろいで、滞在することができる場所
- ・ 気軽に立ち寄り、落ち着いて読書を行える施設

### (3) 交流の場

- ・町民が気軽に集まり、楽しみながらイベントや講演・研修に参加することができる場所
- ・町民自らが図書館活動に参加し、読み聞かせやイベントを通じて世代を超えた交流を行える場所

## <施設>

### 1. 施設運営方針

斜里町立図書館は、魅力ある展示やイベント、講演会を企画します。また、町民の利用を促進し、利用者に有意義な時間とくつろぎ・安らぎを与える施設を目指します。町民の支援を受け、町民と共に育み、長く愛される施設として“町民と築く魅力ある施設づくり”を推進します。

### 2. 館内施設利用

#### (1) AV ブースの利用

利用者が音楽・映像資料を視聴・試聴することができるブースです。利用者は、カウンターで利用したい資料とヘッドホンを受け取り、図書館資料（ビデオ・CD・DVDなど）が再生できる機器を使うことができます。

#### (2) インターネットパソコン利用

利用者はパソコンブースでインターネットを利用して知りたい情報を得ることができます。設置されたパソコンは、ウィルスやスパイウェアに対応したフィルタリングをしてありますので、利用者は安全に利用することができます。

#### (3) 学習室利用

利用者が学習のために個人のパソコンを持ち込んで使用することができます。また、持ち込んだパソコンは、インターネットに接続することができます。

#### (4) 休憩飲食スペース



利用者が休憩しながら飲食することができるスペースです。書架からは離れた場所であり、談話を楽しむことができます。

#### (5) 会議室

利用者がサークル活動や講演会、展示スペースとして使うことができます。学校の校外授業として図書館を活用した調べもの学習や中高校生の学習やコミュニティルームとしても利用できます。また、としょかんまつりでの公演など利用者が楽しむことができるイベントにも活用できます。

エントランスとの間のパーテーションを開放して、大きな空間として活用することもできます。

#### (6) ボランティア作業室

図書館ボランティアが大型紙芝居を制作したり、様々な図書館や学校、高齢者施設で行っているボランティアの活動を行うための準備・打合せに使用する部屋です。また、会議室との間にある仕切りの壁を移動し、一体の大きなスペースとして、イベントや会議の際に使用することもできます。

#### (7) 読み聞かせ室

図書館ボランティアや親子のサークル活動で利用することができる部屋です。団体やサークルの利用がない時には、親子で読み聞かせをすることもできます。また、となりに配置された靴を脱いでくつろいでもらえる場所と併せて、普段はオープンスペースとして利用できます。

#### (8) エントランス

町民が手作りした作品を展示したり、お薦めしたい本を展示することができます。また、古本市やとしょかんまつりなどの、図書館行事でも活用します。

#### (9) 授乳室

ゆっくり落ち着いた環境で母親が安心しておむつ交換や授乳を行うことができます。

### 3. 危機管理

利用者が安全に図書館を利用できるように、図書館では様々なトラブルが発生した時の対策として、「斜里町立図書館危機管理マニュアル」を定め、予防及び対応策の実施体制を整えます。

### 4. 職員体制

配本作業・本の装丁・予約リクエスト対応など、教育機関としての図書館の機能を十分に発揮するための職員体制とします。

## <資料提供>

### 1. 貸出閲覧サービス

#### (1) 利用者登録

斜里町内に在住又は通学・通勤している人が利用者登録をすることができます。また、町外在住者であっても、図書館のカウンターもしくは返本箱に図書の返却が可能な人は登録することができます。

#### (2) 貸出

1) 図書の貸出は、一度に何冊でもできます。DVD・ビデオなどの映像資料は、一度に3点までの貸出ができます。

2) 貸出の期間は、2週間です。

3) 返却日から定められた期間が経過したものには督促を行います。詳細は、「斜里町資料督促および利用停止に関する事務取扱要項」により対応します。

4) 利用者が資料の紛失や汚破損をした際には、「斜里町図書資料の賠償に関する内規」に基づいて賠償を求めることもあります。

### 2. レファレンス

レファレンスカウンター（本の相談カウンター）を設置し、司書が利用者の問い合わせに対応します。利用者がゆっくりと自分が知りたい内容や探してほしい本について相談することができます。相談・質問は、窓口・電話・文書・ファックス・メールで行えます。また、利用者からのレファレンスについては、必要に応じてその回答や経緯を記録・蓄積し、今後の利用者への迅速な対応のための参考とします。

### 3. 予約・リクエスト

図書館の蔵書にない本については、リクエストサービスを受けることができます。リクエストに対しては、新規購入か、他館から借受けしての貸し出しで対応します。蔵書であっても、希望の本が貸出中であった場合には、予約サービスを受けることができます。予約は、従来の電話・FAX・カウンターでの受付に加え、インターネットや館内資料検索機からもできるようになります。

### 4. 相互貸借

所蔵していない資料のリクエストがあった場合、他館から借受けして貸出すことができます。

### 5. 複写サービス

図書館資料は、著作権の範囲内で複写サービスを受けることができます。コピー代金として、用紙代等実費分が必要です。

## <資料収集・保存>

### 1. 資料収集方針

斜里町立図書館は、町民の知る自由を保障し、図書館法の定める公共図書館の役割を踏まえ、町民の教育と文化の発展に寄与するため、知的好奇心に応える図書館をめざし、多様な資料を提供します。「斜里町立図書館資料収集方針」を定め、今後の資料収集の方向性を示し、中期的な資料収集計画を策定して資料収集に努めます。また電子書籍の図書館における提供については、社会の動向をふまえて対応方針を検討します。

### 2. 配架方針

開架 6 万冊、準開架 4 万冊、閉架 2 万冊の収容スペースに分類番号や主題別に分かりやすい配架を行います。

### 3. 保存方針

絶版により購入が困難なものや郷土資料など資料的価値の高いものは、永年保存とし、閉架書庫で保管します。

### 4. 除籍基準

図書館の蔵書収容量には限界があります。図書館は、資料の鮮度を保ち、利用者が使いやすい本の配架を行い、魅力ある開架書架の構成に努めなければなりません。そのためには、収蔵資料を定期的に見直して不要と判断するものは除籍の取り扱いを行います。除籍に関しては別途定める「斜里町立図書館除籍基準」をもとに実施します。

## <利用者サービス>

### 1. サービス方針

各年齢に応じたサービスを実施し、町民が参加し、地域を支え、ともに地域の図書館を育てる環境づくりをめざします。町民とのコミュニケーションを重視し、司書を通じた図書との出会い、町民や地域社会の知的好奇心に応えられる体制づくりを進めます。

### 2. 児童サービス

子どもたちが読書の楽しさを感じ、新しい本との出会いを求めて何度でも図書館に訪れたい環境の整備を行います。子どもと本を結ぶ活動として、読み聞かせやブックトークなどを行い、本の楽しさを伝え、児童に興味を与えるさまざまな分野の資料の収集と貸出を行います。また、図書館を利用した調べもの学習ができる環境整備や図書館利用講座を開催します。

### 3. 中高生サービス

中学生・高校生の年代は、自我が芽生え多感な時期です。これからの進路に対する興味や選択が必要になってくるこの時期に、世代に適した本を紹介し、生き方や進路の選択に参考となる本を提供します。また、会議室など利用可能なスペースを、コミュニティルームとして開放し、グループ学習や情報交換の場としての利用を検討します。

### 4. 成人サービス

成人へのサービスとして、趣味や娯楽など興味をもつ活動を支援し、同年代や異なる世代の町民が集まり交流することができる場を提供します。また、町民からの

おすすめ本の紹介や成人向けの朗読会・読書会など、読書を広める活動を展開します。さらに子育てや職業など生活の中での身近な問題の解決へつながる図書の支援や町民と行政が協働するまちづくりのための資料提供、それらの資料を有効に利用するための図書館講座を開催します。

## 5. 高齢者サービス

高齢者の読書活動を支援する施設環境の整備として、拡大読書器など読書補助機器を設置します。また、来館が困難な高齢者を対象に本の宅配サービスを行います。さらに図書館講座を開催し、老後の生きがいをづくりに読書を楽しむことや図書館を活用することを支援します。

## 6. 障がい者サービス

施設の利用に不自由を感じずに利用してもらえる環境整備を行います。広報や町の記録などから録音図書を作成します。

## 7. 地域サービス

図書館へ来ることが困難な地域の利用者に対して、公民館などの地域の人が集まる場所へ図書館職員が赴き、本を広める活動として読み聞かせやブックトーク、図書館利用案内、出前図書館の運営などを行います。また、ウトロ地域においては、自動貸出が可能なシステムを設置して、書籍の貸出が簡便にできるようにします。

## ＜公共施設・その他の機関との連携＞

### 1. 学校との連携

子どもたちが多くの時間を過ごす学校での読書活動を広めるため、学校図書を利用しやすく身近に感じられる環境づくりを支援します。図書館システムの端末を学校にも配置し、図書館に学校図書支援センター機能を配置することで、学校図書を一元管理し、各校にない資料は学校間で融通したり、図書館からの資料で補い、図書館資料の有効活用と学校授業の支援を行います。また、児童生徒を対象に図書館における調べ方学習や、図書館の作業体験を通じた体験活動を行います。さらに教職員支援や部活動、学校行事などで活用できる本の収集を行い、学校活動を支援します。

### 2. 公共施設との連携

社会教育施設との連携を強化し、図書館資料と関係するイベントを実施します。また、福祉施設への配本を行う際に職員が赴き、展示方法を工夫するなど、図書を広める活動や施設利用者に読書を促す工夫を行います。

### 3. 民間企業・団体との連携

まちの情報を町民に伝えるため、斜里町でどのような活動が行われ、どのように生活が営まれているかを知ることが大切です。暮らしの中で、あまり知られていない斜里町の良さを発見し、町民に伝える活動を行います。そのため民間企業や各種団体と連携して、斜里町を知るための情報を収集します。



## ＜町民との協働による図書館運営＞

### 1. ボランティアとの協働

図書館において、ボランティアによる活動は、読書活動の普及のための大きな役割を担うとともに、町民参加型の図書館作りの要になります。「職員とボランティアがともに楽しみ、ともに笑顔で、ともに交流を深め」ながら、利用者に楽しんでもらい、図書を広める活動を展開することが大切です。「としょかん友の会」のボランティア団体と協働で、としょかんまつりや古本市などの行事の実施やその他の読書を広める活動を展開していきます。

また、日常の施設運営、各種サービス業務、イベントなどさまざまな図書館活動に個人でも参加できるボランティア制度（図書館サポーター）を創設します。図書館サポーターには図書館業務を支援いただくとともに、活動を通じて図書館を理解してもらい、町民参加型の図書館運営をめざします

### 2. 図書館協議会

図書館協議会は、施設運営やサービスに関わる課題を図書館と共有するとともに、サービス向上のために助言を行い、図書館運営に反映させます。

### 3. 図書館運営の評価と公表

図書館運営の状況に関する評価を、図書館協議会の意見を附して公表し、町民の意見を広く求めます。得られた評価結果や町民の意見を反映した図書館運営に努めます。

## <読書を広める活動の展開>

### 1. 広報活動

教育委員会広報誌や図書館のウェブページで、図書やイベント情報を利用者へ紹介する活動を積極的に行います。さらに、新たな広報誌「図書館だより」の発行や館内掲示板の活用を通じて、図書館利用を促進します。

### 2. 行事・文化活動

図書館主催の行事を企画し、図書館と資料の利用を促進するとともに、講師を招いてイベントを開催することで、交流の場や新たなサークル活動の支援を行います。また、ボランティアと協働で行う古本市やとしょかんまつりを開催することで、多くの町民に足を運んでもらうための活動を展開します。

## <施設概要>

【所在地】 〒099-4116 北海道斜里郡斜里町文光町 51-7 (分筆予定)  
T E L 0152-23-3311 F A X 0152-23-0334

【敷地面積】 4,987 平方メートル

【建築延床面積】 1,597 平方メートル

### 【主な施設】

読み聞かせ室、休憩飲食スペース、会議室、ボランティア作業室、開架、準開架、閉架、学習室、エントランス、ブラウジングスペース、AVブース、トイレ、事務室、配本作業室

### 【建設経過】

平成 23 年	11 月	図書館建設検討委員会発足
平成 24 年	5 月	検討委員会意見書提出、町教委「新図書館のあり方」策定
	6 月	図書館協議会「新図書館のあり方」答申
	10 月	図書館協議会「建設候補地」答申
	11 月	町・教委「新斜里町立図書館建設基本計画」パブリックコメント実施
	12 月	「新斜里町立図書館建設基本計画」策定、設計委託（石本建築事務所）
平成 25 年	7 月	実施設計完了
	9 月	建設工事発注（土橋工業・高橋組・片山電気・長屋工業 J V）
	10 月	工事着工
平成 26 年	12 月	工事完了引き渡し、引越作業
平成 27 年	3 月	新図書館開館

# 斜里町立図書館平面図

隣地境界線

駅前路

